

別表第1 児童の障害の程度

- 1 両目の視力の和が 0,07 以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
 - 3 平行機能に著しい障害を有するもの
 - 4 そしゃくの機能を欠くもの
 - 5 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度異常と認められる程度のもの
- (備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 母または父の障害の程度

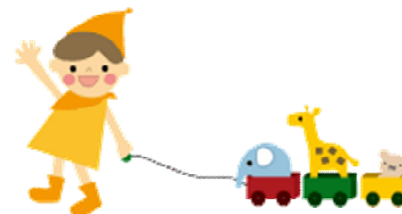
- 1 両眼の視力の和が 0,03 以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節異常で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
- (備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常のあるものについては、矯正視力によって測定する。

児童扶養手当のしおり



児童扶養手当とは

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。



<お問い合わせ先>
 名護市役所 子育て支援課
 TEL 53-1212 内線 108

1、児童扶養手当を受けられることができる方

次の条件にあてはまる児童《この場合の児童とは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は一定の障害の状態(別表第1参照)にある20歳未満の者》を監護している父や母、父や母に代わってその児童を養育している人が受給できます。

- ※ 受給資格者が父の場合、監護かつ生計同一であることが条件。
- ※ 養育者が受給資格者の場合、次のいずれかに該当することが条件。
 - ① 父が監護しない若しくは生計同一でない場合、または父がない場合
 - ② 母が監護しない場合、または母がない場合

支給要件の概要

1. 父母が離婚した児童
 2. 父または母が死亡した児童
 3. 父または母が政令で定める程度の障害の状態(別表第2参照)にある児童
 4. 父または母の生死が明らかでない児童
 5. 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 6. 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 7. 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 8. 父母とも不明である児童(棄児など)
 9. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ※ 遺棄…連絡等がとれず児童の養育を放棄していること。

★次の場合は、手当てを受けられません。

- ① 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等(通園施設は除く)に入所しているとき
- ② 児童や受給資格者としての父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ③ 受給資格者としての父や母が婚姻しているとき(婚姻の届出を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます)

支給停止関係届

受給資格者の所得に変更があったとき、受給資格者が所得の高い扶養義務者と同居または別居するようになったとき。

額改定請求書…監護(養育)する児童の人数が増えたとき

出生(婚姻や事実婚による場合を除く)や引取り等により監護(養育)する児童が増えた場合には、請求した月の翌月分から手当額が増額になります。

※受給者や対象児童が妊娠した場合は、妊娠に至った経緯の確認が必要となりますので、すぐにご報告ください。

額改定届…監護(養育)する児童の数が減ったとき

児童福祉施設入所等により監護(養育)している児童が減った場合は、その事由の発生した翌月から手当額が減額になります。手続きが遅れますとあとで過払い分を返還していただくこととなりますので、早めに届出をしてください。

その他の届

- ・氏名変更届
- ・金融機関変更届
- ・証書亡失届
- ・支給要件変更届
- ・有期認定請求書

※全ての届出については、窓口受付となります。また届出人につきましても、代理申請はできませんので、必ず受給者本人が来所するようお願いいたします。

適正な支給のために調査を行っています!

児童扶養手当は貴重な税金をもとに支給しています。そのため、児童扶養手当の申請、受給は、定められた方法に従って正しく行っていただかなくてはなりません。

このため、受給資格があるのか、または収入や支出の状況について、質問をしたり訪問調査をしたり、書類の提出を求めたりすることがあります。具体的には、預金通帳などを見せていただくなど、適正な支給を行うために、皆様のプライバシーに立ち入らざるを得ない場合がありますが、この点につきましては十分ご理解ください。

このような質問や調査の結果につきましては、秘密を厳守いたしますのでご安心ください。

- ◆ 質問や調査に応じていただけない場合は、手当額の全部または一部を支給しないことがあります。(児童扶養手当法第14条)
- ◆ 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。(児童扶養手当法第35条)

資格喪失届…手当を受ける資格がなくなったとき

次のような場合は資格喪失届を提出してください。

- ① 受給資格者である父または母が婚姻したとき
- ② 受給資格者である父または母が異性と同居したとき、同居しなくても異性の頻繁な訪問かつ定期的な生活費の補助を受けているとき等、事実上婚姻関係となったとき
- ③ 児童を監護(養育)しなくなったとき
- ④ 児童が児童福祉施設に入所したとき
- ⑤ 受給資格者または児童が死亡したとき
- ⑥ 児童の一方の親から児童の安否をたずねる電話や手紙、仕送りがあった場合など、遺棄の状態でなくなったとき(支給要件が遺棄の場合のみ)
- ⑦ 児童の父または母の拘禁がとけたとき(支給要件が拘束の場合のみ)
- ⑧ 児童が18歳になった後の3月31日(一定の障害のある児童の場合は20歳になったとき)
- ⑨ その他手当を受ける資格がなくなったとき

★届出をしないまま手当を受けていますと、後で過払い分を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

公的年金給付等受給状況届

次のような場合は公的年金受給状況届を提出してください。

- ① 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付又は遺族補償等を受けることができるようになったとき。
- ② 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象になったとき。
- ③ 受給資格者が公的年金給付又は遺族補償等を受けることができるようになったとき。

住所変更届

(1) 転居…名護市内で住所を変えたとき

市民課に住所変更届を出すとともに、子育て支援課にも住所変更届を出してください。

(2) 転出…名護市外に住所を変えたとき

市民課に転出届を出すとともに、子育て支援課にも転出届を出し、新しい住所地の市区町村で児童扶養手当の転入手続きをしてください。

2、手当での支払い

この手当では認定されると請求した日の属する月の翌月分から支給されます。支払いは、下記の通りとなっており、各支払期に前月までの手当額が受給資格者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

支給日	支給対象月	備考
1月11日	前年の11月・12月分 (2ヶ月分)	支給日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関の営業日 ※2ヶ月に1回の年6回奇数月払いとなります。
3月11日	1月・2月分 (2ヶ月分)	
5月11日	3月・4月分 (2ヶ月分)	
7月11日	5月・6月分 (2ヶ月分)	
9月11日	7月・8月分 (2ヶ月分)	
11月11日	9月・10月分 (2ヶ月分)	

※ 振込通知は行っておりません。

3、手当での額

手当での額は、受給資格者またはその配偶者及び扶養義務者(同居している受給資格者の直系血族及び兄弟姉妹)の前年の所得によって決まります。(所得制限あり)

(令和8年4月1日現在)

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額 48,050 円	月額 48,040 円～11,340 円 所得に応じて10円きざみの額
児童2人以上のとき	上記に11,350円加算	月額 11,340 円～5,680 円 所得に応じて10円きざみの額を加算



4. 所得制限について

受給資格者及び同居の扶養義務者等の前年の所得(受給資格者が父または母の場合、児童の母、または父から受ける養育費の8割相当額を含める)が下表の限度額以上である場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は手当の全部または一部が支給停止となります。

所得制限限度額 (令和7年11月1日現在)

扶養親族等の数	本 人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円
以下1人増す毎に	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算
備考	①老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1人につき100,000円加算 ②特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 1人につき150,000円加算		老人扶養親族 1人につき60,000円加算 (ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は1人を除く)

※ 所得額の計算方法

地方税法における課税台帳の所得額+養育費の8割相当額-諸控除額
 =児童扶養手当の所得額(受給資格者が父または母の場合のみ)

諸控除額

社会保険料相当額(一律)	80,000円
寡夫(寡婦)控除(父、または母を除く)	270,000円
ひとり親控除(父、または母を除く)	350,000円
障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円
配偶者特別控除、医療費控除等	課税台帳における控除額

5. 各種届

現況届…11月以降引き続き手当を受けるために

毎年8月1日から8月31日までに現況届を名護市子育て支援課に提出してください。(8月1日現在名護市に在住している受給者)

※事前に市役所より通知が送られます。

この届によって、その年度の所得や児童の監護状況などを確認し、手当を引き続き受ける資格があるかどうか審査をおこないます。この手当を引き続き受ける資格があると認定された場合には、新たに証書等が交付されます。

この届をしないと引き続き受給資格があっても11月分以降の手当の支給は停止となります。また、期限を過ぎて提出されますと手当の支給が遅れる場合があります。

★現況届を提出しないまま2年を経過すると、時効により手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。(児童扶養手当法第22条)

一部支給停止適用除外事由届…5年以降減額にならないために

手当を受けて次のいずれか早い方を過ぎると、手当が一部支給停止(半額)となります。

- ① 受給開始から5年を経過
- ② 支給要件に該当して7年を経過
 ※認定請求申請したとき3歳未満のお子さんがいた場合は、そのお子さんが8歳になった月
 ただし、次に該当する方は5年等満了月に必要書類の提出を行うと、支給停止になりません。※事前に市役所より通知が送られます。

- ① 就労している方
- ② 求職活動等を行っている方
- ③ 障害があり就労できない方
- ④ 負傷・疾病により就労できない方
- ⑤ 児童または親族が負傷・疾病により介護を要する場合で、あなたが介護しなければならない場合

上記に該当しない場合、期限内に必要な書類を提出しない場合は、5年等満了月の翌月分から手当が半額となります。

★5年等満了月以降は、毎年現況届とともに一部支給停止適用除外事由届を提出し、就労状況を確認します。